

那覇空港事務所からのお知らせ

那覇空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。（法律：航空法第49条）

那覇空港周辺において、物件等の設置や工事用クレーンを使用する際は、事前にインターネット上（下記URL）の「那覇空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

「那覇空港高さ制限回答システム」

<https://secure.kix-ap.ne.jp/naha-airport/>

物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

また、制限表面の種類が進入表面、延長進入表面、転移表面又は水平表面となっている区域、もしくはそれらの制限表面に近接している区域において、物件等の設置（例：建物の新築・建て替え・改築、またそれに伴う工事等）を予定されている場合は、高さにかかる詳細なご説明をさせていただきますので、那覇空港事務所までご連絡ください。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 那覇空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所

TEL 098-857-1101

FAX 098-859-5137

那覇空港の制限表面区域図



※この区域図は地理院地図を加工して作成しております。

区域図は参考としてご利用いただき、区域にかかるかの判断が難しい場合は、左記の照会窓口までご連絡ください。